

仕様書

1 業務名

世界海洋プラスチックプランニングセンター展示・体験ラボに係る
展示設計・施工等業務委託

2 目的

世界海洋プラスチックプランニングセンター（以下、プラプラという。）を訪れた方に唐津・玄海エリアの海洋プラスチックの現状を知ってもらうとともに、展示や動画、体験を通じこの問題の理解を深める展示空間を作成する。併せて、プラプラ設置のコンセプトを踏まえ、展示ラボと体験ラボの統一感のある空間設計を行い、もっと知りたいという気持ち呼び起こし、一人一人の行動変容を促す。

3 本業務委託の内容

(1) 企画・ディレクション

展示プランニング・企画・編集

- ・企画ディレクション、コンセプトワーク、ワーディング業務
- ・各制作事業者との調整業務
- ・設営現場指示、制作補助業務
- ・現地調整、現地案内、取材同行業務

(2) 展示設計

- ・展示プランに基づく具体的な設置方法や展示什器の設計及び建築業者との調整

(3) 展示物コンテンツ

1. エントランス導入コンテンツ制作
2. 生態系への影響に係る展示
3. マイクロプラスチックの行方に係る展示
4. 映像コンテンツ制作（スクリーン）
5. 映像コンテンツ制作（サイネージ）
6. 球体 LED コンテンツ制作（海の地球儀）
7. 道具の変化に係る展示
8. その他、プラプラの発信するメッセージを効果的に伝える企画の提案

(4) 体験ラボ

- ・体験ワークショップに係る什器類

ワークショップテーブル6台、イス80脚

(5) 展示グラフィック、サイン等製作

- ・パネルコンテンツ、再生ラボ、展示物サイン、キャプションデザイン製作

(6) 展示什器

- ・受付カウンター、展示什器、棚等什器製作

(7) 設備製作

1. プロジェクター、サイネージ、モニター等ディスプレイ、再生機器
2. 球体 LED（PC、スピーカー、その他 PC 周辺機材含む）
3. 館内音響設備（漂着ブイを再利用したスピーカーを使用すること）

4. 展示物等取付設置工事

(8) 制作する動画の概要

- ・制作イメージ：世界海洋プラスチックプランニングセンターを訪れた方に唐津・玄海エリアの海洋プラスチックの現状を知ってもらうとともに、自分にできることを考えるきっかけを与え、一人の行動変容を促す内容にすること。
 - ・活用シーン：プラプラ内での展示、県公式 SNS や動画アカウント、デジタルサイネージ、イベントでのビジョン広告、各種メディア等を想定。
 - ・動画の尺：提案内容とする。
- 短いタイプ（30 秒以内）と長いタイプを想定。
- ・納品本数：提案内容とする。

(9) 納品物等

- ・動画データとDVDもしくはブルーレイディスクを1枚納品すること。
- ・動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。
- ・上記の納品物は、令和8年3月13日（金）までに納品すること。

(10) 著作権等

1. 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
2. 受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
3. 制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
4. 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

(11) その他

・言語については日英対応とすること

- ・企画提案書には、製作動画の内容がわかる絵コンテ等の資料を添付すること
- ・動画の内容（尺、本数等）については、県と改めて協議の上、決定すること

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ①委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ②外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ①受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

6 契約上限額

40,089千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

8 本業務委託の委託料の支払

完了払

9 その他

- (1) 本業務委託にあたっては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。